

## 目黒区地域子育てふれあいひろば事業実施要綱

制定 平成30年10月1日付け目子字第5970号  
改正 平成31年4月1日付け目子字第2184号決定  
改正 令和元年8月30日付け目子字第6064号決定  
改正 令和2年3月27日付け目子字第12556号決定  
改正 令和2年12月1日付け目子字第8041号決定  
改正 令和7年3月11日付け目子字第13212号決定

## (目的)

第1条 この要綱は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 地域子育てふれあいひろば事業（以下「事業」という。）を実施する主体は、次のとおりとする。

- (1) 目黒区（以下「区」という。）内に住所を有する法人又は団体であること。ただし、東京都内で別表に定める事業所を運営する法人又は団体である場合はこの限りではない。
- (2) 保育所等の運営経験若しくは地域子育て支援に関する事業の経験を有する法人又は団体であって、地域の子育て支援機能を充実させていくことに関し、意欲のあるものであること。
- (3) 保育所等の運営経験及び地域子育て支援に関連する事業の経験のない法人又は団体にあつては、在宅子育て支援に関連する事業を始めるに当たって、地域の子育て機能を充実させていくことに関する相当の知識及び熱意を有するものであること。
- (4) 政治又は宗教活動を目的としない法人又は団体であること。

## (事業形態)

第3条 事業実施の形態は次のとおりとする。

## (1) 一般型

常設の子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子どもを対象として事業を実施する。

## (2) 連携型

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるように児童福祉施設や児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）で事業を実施する。

## (実施場所等)

第4条 一般型の事業の実施場所及び実施方法は次のとおりとする。

- (1) 公共施設内のスペース、空き店舗、子育て支援のための拠点施設、保育所等の児童福祉施設、民家、マンション・アパート等の一室等子育て親子が集う場として適した場所で行うこと。
- (2) 複数の場所で行うのではなく、拠点となる場所を決めて実施すること。
- (3) ひろばのスペースは、おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保し、授乳室、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

2 連携型の事業の実施場所及び実施方法は次のとおりとする。

- (1) 保育所・児童館における既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所で行うこと。
- (2) ひろばのスペースは、おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保し、授乳室、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

(職員配置等)

第5条 子育て親子の支援に関して意欲がある者で、子育て及び子育てに関する相談、援助等について知識並びに経験を有し、かつ、各種子育て施策等福祉施策についても知識を有する専任職員を一般型は2名以上、連携型は1名以上配置する。ただし、連携型については連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えるものとする。

2 専任職員は、各種研修等に積極的に参加し、指導及び相談技術の向上に努めるものとする。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施

(事業対象者)

第7条 事業の対象者は、原則として区内に在住し、在勤し、又は在学する子ども（主としておおむね3歳未満）及びその保護者とする。ただし、事業運営に支障がない場合については、この限りでない。

(実施日等)

第8条 一般型にあつては週3日以上かつ1日5時間以上、連携型にあつては週3日以上かつ1日3時間以上の開設とする。なお、子育て親子が利用するため、開設時間帯には十分に配慮すること。

(地域の子育て支援機能の充実)

第9条 一般型の事業にあつては第6条に定める事業に加えて、多様な子育て支援活動を通じて関係機関や子育て支援活動を行っている団体等とネットワーク化を図り連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細やかな支援を実施するため、地域の実情に応じて、次に掲げる事業のいずれかを実施することができる。

- (1) 実施場所（近接施設含む。）を活用した一時預かり事業（児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第7項に定める事業）又はこれに準じた事業
- (2) 実施場所（近接施設含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）又はこれに準じた事業
- (3) 実施場所（近接施設含む。）を活用した親子関係形成支援事業（法第6条の3第21項に定める事業）又はこれに準じた事業
- (4) 実施場所を拠点とした乳幼児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）、養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）又は子育て世帯訪問支援事業（法第6条の3第19項に定める事業）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施場所を拠点とした未就学児をもつ家庭への訪問活動等区独自の子育て支援事業

(地域支援)

第10条 一般型の事業にあつては、地域全体で子どもの育ち及び親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行うとともに、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携の構築を図るため、次に掲げる取組を積極的に実施するものとする。

- (1) 高齢者、地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣又は行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町会、自治会、住区住民会議、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘及び育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用できていない家庭であつて、利用を希望する家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組  
(地域の子育て力を高める取組)

第11条 連携型の事業にあつては第6条に定める事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、地域の実情に応じて、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施することができる。

(配慮が必要な子育て家庭等への支援)

第12条 障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次に掲げる実施方法により、支援を実施することができる。

- (1) 開設日数は、週2日程度以上とすること。
- (2) 専門的な知識、経験を有する職員を配置等すること。  
(休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援)

第13条 両親等が共に参加しやすくなるよう、休日に育児参加促進に関する講習会（概ね月2回以上）を実施することができる。

(利用料)

第14条 利用料については、次のとおりとする。

- (1) 第6条に定める事業の実施に当たっては、無料とする。なお、講習等の実施時にかかる実費については、徴収しても差し支えないものとする。
- (2) 第9条から前条までに定める事業及び取組の実施に当たっては、必要な経費の一部を利用者から徴収しても差し支えないものとする。

(事業実施の承認申請)

第15条 事業実施の承認を受けようとする者は、目黒区地域子育てふれあいひろば事業承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 団体等の規約
- (2) 団体等の資格を証明する書類（法人でない等の理由により資格を証明する書類を有しない場合は、団体設立時の総会の議事録及び直近の総会の議事録並びに直近の総会で議決された予算・決算がわかる書類）
- (3) 団体等の構成員名簿
- (4) 事業を実施する施設の図面
- (5) 地域子育てふれあいひろば事業執行計画書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(事業実施の承認)

第16条 区長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要な調査を行った上で承認することが適当であると認めるときは目黒区地域子育てふれあいひろば事業承認通知書（別記第2号様式）により、承認することが適当でないと認めるときは目黒区地域子育てふれあいひろば事業不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業実施に係る届け出）

第17条 前条の規定による事業の実施の承認を受けた者（以下「実施事業者」という。）は次に掲げる場合においては、その旨を速やかに区長へ届け出なければならない。

（1）事業を実施できない事情が生じた場合

（2）利用者に事故が発生した場合

（事業実施の取消し）

第18条 区長は、実施事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事業の実施の承認を取り消すことができる。

（1）第2条から第7条までに規定する要件のいずれかを欠くに至った場合

（2）実施事業者がこの要綱の規定に従わない場合

（3）前2号に掲げるもののほか、実施事業者として不適切な事由が生じた場合

（報告）

第19条 区長は、実施事業者に対し、前月の事業の実施状況を毎月15日までに報告させるものとする。また、必要に応じて事業内容等について報告を求め、又は、職員を派遣して実地に調査させることができる。

（事業の周知）

第20条

実施事業者は、当該事業の利用を促進するため、事業対象者等に対し事業内容の周知を行うよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第21条 実施事業者は、区、区内の児童館、保育園、保健所、主任児童委員、学校等教育機関、地域の子育て支援団体及び近隣施設等の関係機関との連携及び協力を行い、情報の交換及び共有を行うことができるよう、区内の子育てネットワークの充実に努めなければならない。

（秘密の保持）

第22条 事業に携わる者は、当該事業に関連して取得した個人情報を適切に取り扱い、事業の遂行以外に用いてはならない。

（事業開始に係る届出）

第23条 区長は、実施事業者に対し、事業の開始及び変更並びに廃止に際しては、地域子育て支援拠点事業としての東京都知事への届出を行わせるものとする。

（保険加入）

第24条 区長は、利用者の事故に備えて、実施事業者に傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（平成31年4月1日目子第2184号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年8月30日目子子第6064号）

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

付 則（令和2年3月27日目子子第12556号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月1日目子子第8041号）

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和7年3月11日目子子第13212号）

この要綱は、令和7年3月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

#### 別表（第2条関係）

##### 運営事業所

	種別
1	認可保育所
2	小規模保育施設
3	認証保育所
4	児童館
5	学童保育クラブ